

民生福祉常任委員会会議記録（条例審査）

1. 日 時	令和元年 6月6日
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大西基雄、小島政行、河南芳治、向井千尋、前田えり子、森本富夫
4. 市部局	○消防本部
5. 会議に付した事件 議案第43号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例	
<p>開会 9:30</p> <p>大西委員長 挨拶</p> <p>【消防本部予防課】</p> <p>日程第1、議案第43号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例について</p> <p>担当課より、議案第43号資料に基づき説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な質疑等＞</p> <p>前田委員 住宅用火災警報器の設置免除の規定において、第1号のスプリンクラー設備についての説明の文言を「作動時間が60秒以内」から「種別が1種」に改めるとのことであるが、どのような違いがあるのか。</p> <p>消防本部 法律上、新たに「80秒で作動する」ことを指す「2種」が出来ていることから、従来の「作動時間が60秒以内」が「1種」という言葉に変わった。</p> <p>大西委員長 60秒と80秒の違いは何か。</p> <p>消防本部 場所によっては、室内の温度が違うところがあることから、1種と2種の使い分けをしております。</p> <p>前田委員 今回の改正により、カラオケボックス等の特定小規模施設については、どのような対応になるのか。</p> <p>消防本部 特定小規模施設とは、カラオケボックス、旅館・ホテル、老人ホーム、病院などの面積が300㎡未満の小さな施設をいう中、特定小規模用火災報知設備は、無線式により電池で作動するものであり、300㎡未満に</p>	

限って設置できる特別なものである。一般住宅と老人ホームや診療所が併設されている場合、住宅に設置してあれば、一般住宅用の開催報知器の設置は免除できることになる。

小島委員 どの程度、設置されているのか。

消防本部 旅館においては約 10 施設、老人ホームについては約 11 施設である。

大西委員長 価格の差はどの程度なのか。

消防本部 住宅用については、2,500 円程度、特定小規模用は 1 万円程度である。

小島委員 特定小規模施設の中に「病院・診療所等の入院施設」とあるが、グループホームは該当するのか。

消防本部 グループホームは、病院・診療所等の入院施設ではなく、老人ホームに該当する。

■表決

議案第 4 3 号 丹波篠山市火災予防条例の一部を改正する条例について
— 賛成全員で可決 —

(閉会)

向井副委員長 挨拶

9 : 42 閉会

令和元年 月 日

民生福祉常任委員会

委員長

印